

船舶事故調査報告書

令和元年5月29日

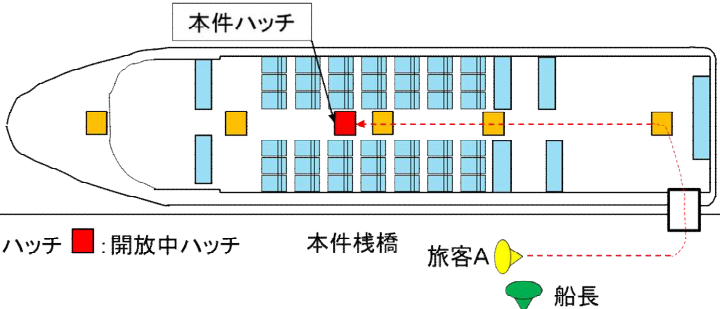
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成30年7月22日 13時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{はつかいち} 厳島 ^{いつく} 港3号棧橋 亀石灯標から真方位067° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 18.2′ 東経132° 19.4′)
事故の概要	旅客船ゆきひめは、着棧中、下船した旅客1人が、客室に戻った際、開放中のハッチから船倉に落下して負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ゆきひめ、19トン 281-41907愛媛、せと観光ボート有限会社 17.97m×3.99m×1.53m、FRP ディーゼル機関2基、530kW（合計）、平成22年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月20日 免許証交付日 平成29年2月13日 (令和4年6月2日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（旅客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成30年7月22日13時20分ごろ、宮島観光の目的で厳島港宮島3号棧橋（以下「本件棧橋」という。）北端部に左舷付けした。 船長は、旅客全員を降ろしたのち、旅客の荷物を揚げる目的で、客室通路中央部付近にある蓋式で縦約60cm 横約60cm のハッチ（以下「本件ハッチ」という。）を開放した状態で、客室通路から深さ約120cm の船倉から荷物を本件棧橋に運び出して旅客に渡したあと、旅客の見送りをし本件棧橋に立っていた。

	<p>船長は、13時30分ごろ、客室の方から音が聞こえ、客室に戻ったところ開放した本件ハッチから船倉に旅客（以下「旅客A」という。）が落下しているのを認めた。（図1参照）</p>  <p>■:閉鎖中ハッチ ■:開放中ハッチ 本件棧橋 旅客A 船長</p> <p>図1 本事故当時の状況図</p> <p>旅客Aは、船長が呼んだ救急車で病院に搬送された。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、旅客全員が下船したので、旅客が船長の許可なしに乗船するとは思っていなかった。</p> <p>船長は、旅客Aが客室から出たあと客室内に忘れた^{かばん}靴を取りに戻ったことを承知していなかった。</p> <p>船長は、旅客が観光の目的で本件棧橋に下船したが、一時的な上陸なので、客室内の忘れ物の確認はしていなかった。</p> <p>船長は、本件ハッチを開放した際、本船に乗組員以外が進入できないように進入禁止テープを張って注意喚起をすべきであったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、本件棧橋において着棧中、船長が、旅客全員が観光目的で下船したので、旅客がすぐに乗船することはないと思い、旅客の見送りを優先して本件ハッチを開放したままにしていたことから、旅客Aが荷物を客室に取りに戻ったところ、本件ハッチから本船の船倉底部に落下して負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件棧橋において着棧中、船長が、旅客全員が観光目的で下船したので、旅客がすぐに乗船することはないと思い、旅客の見送りを優先して本件ハッチを開放したままにしていたため、旅客Aが荷物を客室に取りに戻ったところ、本件ハッチから本船の船倉底部に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、作業終了後、開口部を直ちに閉鎖することが望ましい。 ・旅客は、一旦下船した後に客室に戻る際、船長にその旨の了解を

得ることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

